

# 北九州市の最終処分場



## 響灘西地区廃棄物処分場

〒808-0021 北九州市若松区響町三丁目地先  
TEL : 093-771-3991 FAX : 093-751-7990

## 日明積出基地

〒803-0801 北九州市小倉北区西港町97番3号  
TEL : 093-581-9540 FAX : 093-581-8854

## 北九州市環境局循環社会推進部施設課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号  
TEL:093-582-2184 (直通) FAX:093-582-2196



© ていたん & ブラックていたん, 北九州市

北九州市環境局



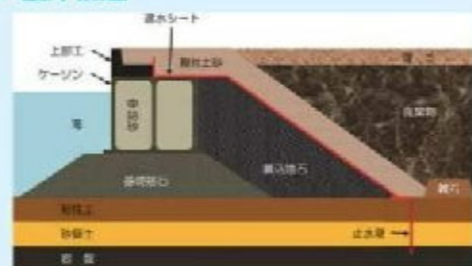
## 響灘西地区廃棄物処分場の概要

響灘西地区廃棄物処分場は、市内で発生した、不燃性一般廃棄物や中小企業の不燃性産業廃棄物等の最終処分のため、若松区響灘洋上に整備された海面埋立型の最終処分場で、平成10年10月から廃棄物の受入を開始しました。遮水工や腹付工を備えた護岸で囲まれているので、廃棄物に接触した水がそのまま外海に出て行くことはありません。

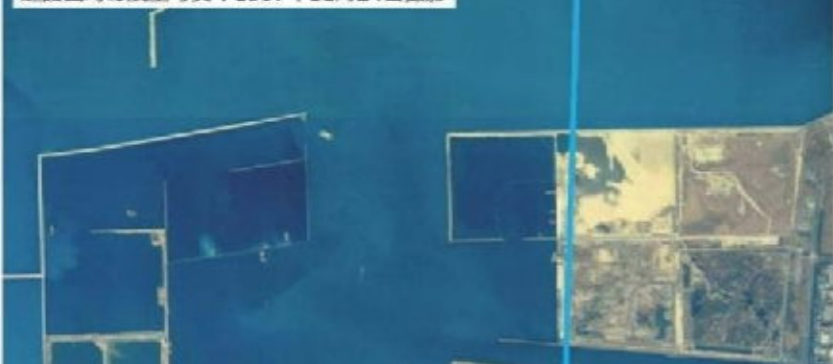
### 処理能力

|         | 埋立面積                  | 埋立容量                    |
|---------|-----------------------|-------------------------|
| 2区画     | 371,000m <sup>2</sup> | 4,571,000m <sup>3</sup> |
| 3区画(終了) | 202,000m <sup>2</sup> | 2,579,000m <sup>3</sup> |
| 合計      | 573,000m <sup>2</sup> | 7,150,000m <sup>3</sup> |

### 護岸構造



建設当時の航空写真：1997年11月24日撮影



浮棧橋



新処分場予定地



2020年2月14日撮影

排水処理施設



## 埋立工法

◎ 浮棧橋工法は、令和4年10月以降行っておりません

平成26年4月から、浮棧橋工法を導入しました。浮棧橋工法では、廃棄物を直接水中に投入するため、粉じんや悪臭の発生が抑えられます。また、海面を広く層状に埋立てることにより、埋立末期の処分場内の水質悪化を抑制することができます。



### ◎ 片押し工法

搬入車を水面付近まで誘導し、廃棄物を降ろし、重機にて水中へ投棄する方法です。

浮棧橋工法により一定の水深まで浅くした後は、片押し工法により埋立てていきます。



## 排水処理施設

廃棄物に接触した水は、排水処理施設で処理した上で外海に放流します。放流水は定期的には検査し、排水基準値に適合しているか確認しています。

### ◎ 処理能力

|                      |
|----------------------|
| 放流水量                 |
| 170m <sup>3</sup> /時 |

### ◎ 処理フロー



### ◎ 水質確認状況



## 次の最終処分場について

快適な市民生活や市内中小企業などの産業活動を、将来にわたって支えていくためには、長期、安定的に廃棄物処分場を確保していく必要があることから、ごみの減量化・資源化の推進等により、既存施設の延命化を図るとともに、使用年限の到来を見据え、現在の処分場に代わる「響灘東地区廃棄物処分場」の整備を進めています。

### ◎ 処理能力

| 埋立面積                  | 埋立容量                    |
|-----------------------|-------------------------|
| 219,000m <sup>2</sup> | 2,530,000m <sup>3</sup> |

## 日明積出基地

市内東部地区から発生する廃棄物等を受け入れるための施設で、昭和56年3月から稼働しています。受け入れた廃棄物は、密閉式ダンプトレーラーで響灘西地区廃棄物処分場へ陸上輸送します。

### ◎ 施設全景



### ◎ 積出し状況

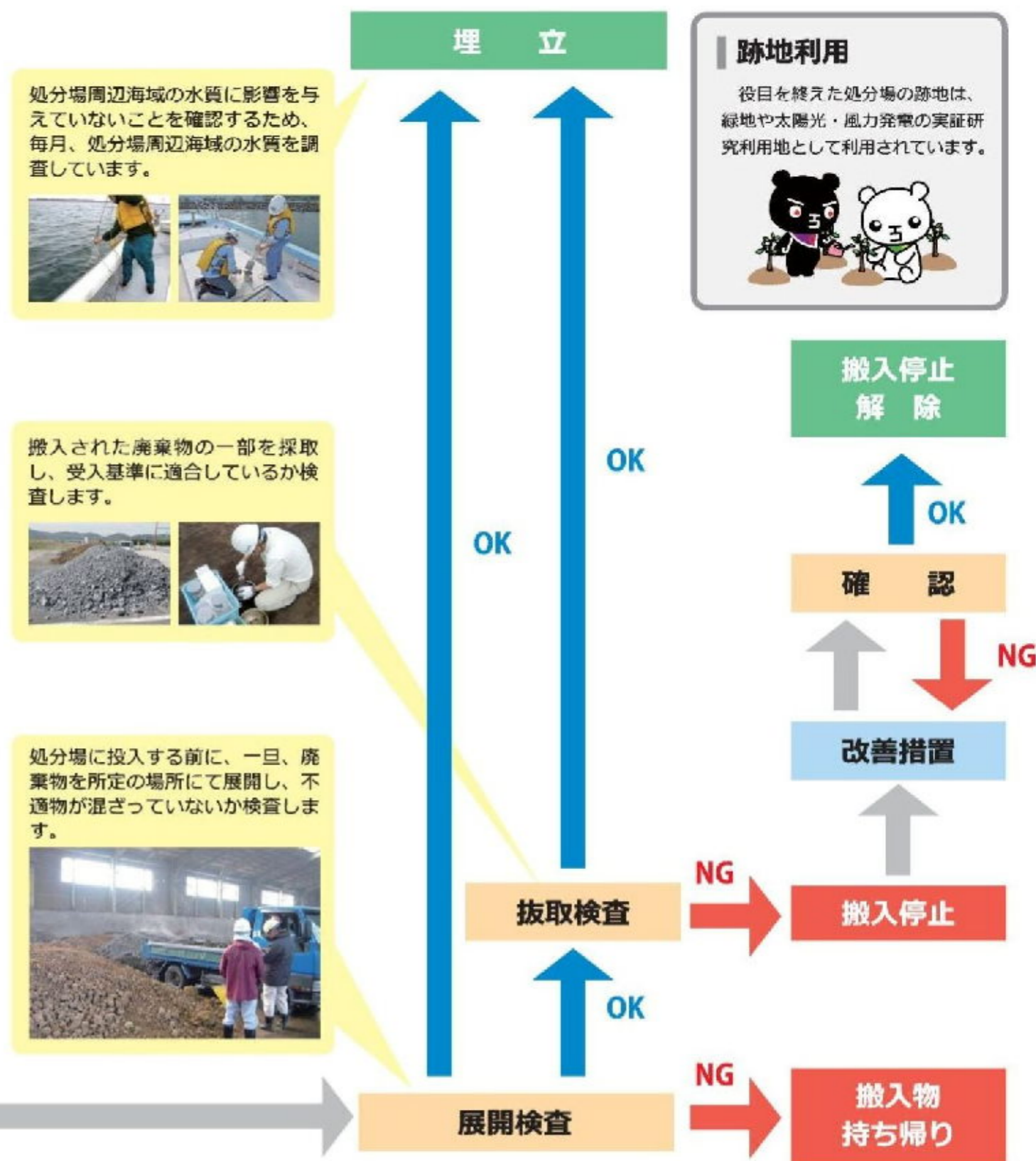
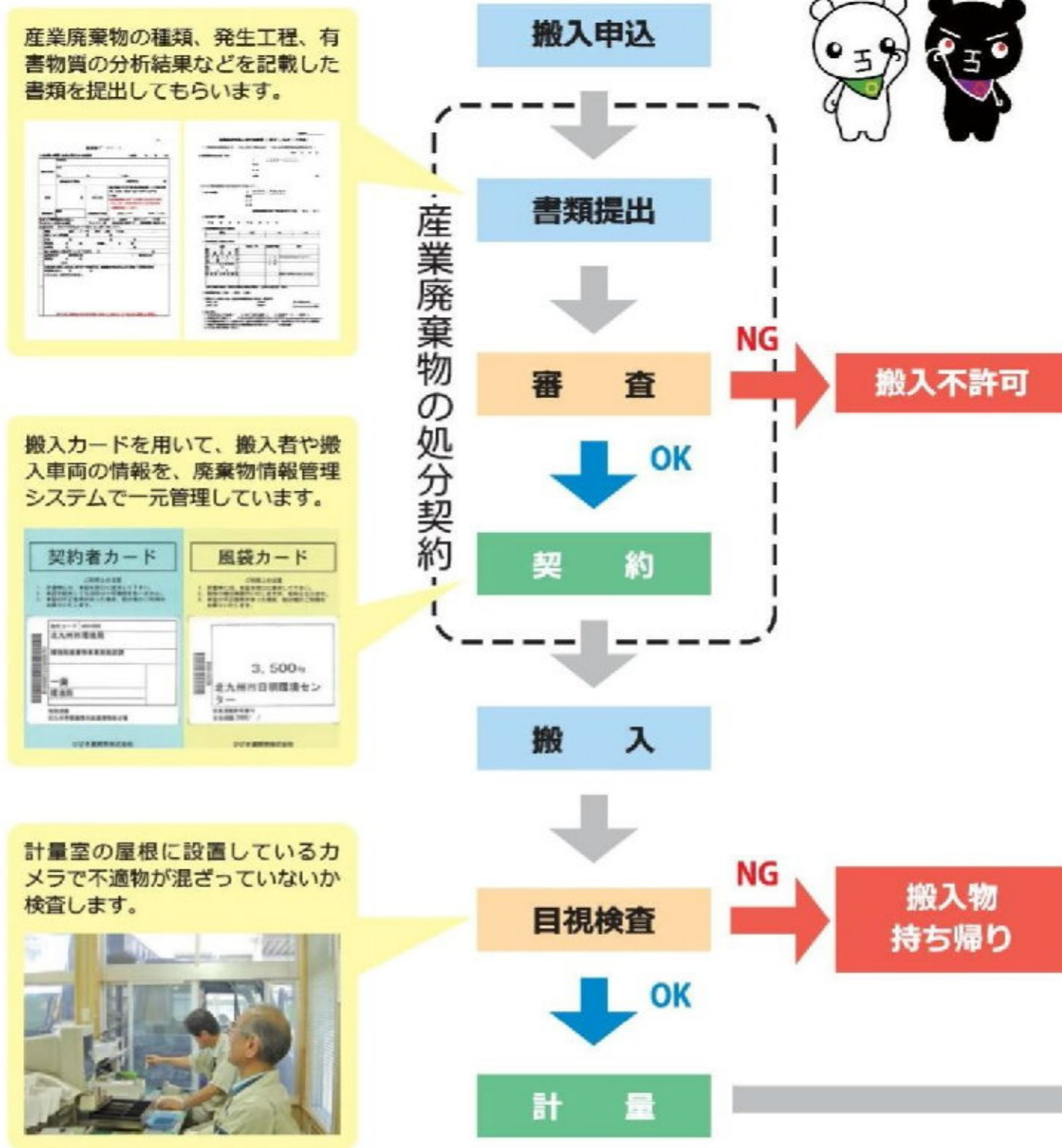


# 廃棄物の埋立管理



最終処分（埋立）する廃棄物は、法令等で定められた基準に適合したものでなければなりません。そのため、サイズの大きいものや基準以上の有害物質を含んでいるものなど（不適物）は搬入できません。

響灘西地区廃棄物処分場では、不適物が搬入されることのないように様々な方法で廃棄物の検査をしています。



# 処分場で受け入れる廃棄物等の基準



## ■ 共通基準

次に掲げる事項に該当する廃棄物等は受け入れない。

- ・特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物
- ・北九州市外で発生したもの
- ・石棉含有産業廃棄物（石棉スレート、Pタイル等）
- ・搬入時に内容物が確認できないもの（ビニール袋、土のう袋、フレコンバック、パッカー車、バキューム車等による搬入物）
- ・毒物及び劇物取締法、農薬取締法及び消防法に規定される毒劇物、農薬、危険物などの有害なもの
- ・以下のいずれかの性状を有するもの
  - ・液状のもの、可燃性のも、腐敗するもの、油分を含むもの、悪臭を発生するもの、飛散性のあるもの、浮遊性のあるもの
- ・水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物
- ・その他埋立処分に支障があるもの



## ■ 個別基準

### ○ 産業廃棄物 産業廃棄物の種類及び個別基準一覧

(平成 31 年 4 月 1 日時点)

| 種類                                   | 個別基準  | 廃棄物の例  |
|--------------------------------------|---|--|
| 燃え殻                                  | ・熱灼減量 10%以下に焼却したもの<br>・大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの                                | 灰かす、石炭ガラ、コークス灰、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、ボトムアッシュ、廃カーボン等                    |
| 汚泥                                   | ・無機性汚泥（熱灼減量 15%以下であるもの）<br>・含水率 85%以下に脱水したもの                                  | 製造業の製造過程から生じる泥状のもの、ベントナイト汚泥、セメント汚泥、研磨汚泥等                       |
| 廃プラスチック類                             | ・中空の状態でないようにしたもの<br>・最大径概ね15cm以下に破碎、切断したもの                                    | 合成樹脂、合成繊維、合成ゴム、FRP、合成樹脂建材（塩ビパイプ、塩ビ波板）、廃タイヤ                     |
| ゴムくず                                 | ・最大径概ね15cm以下に破碎、切断したもの  | 天然ゴム   |
| 金属くず                                 | ・最大径概ね30cm以下に破碎、切断したもの  | 鉄くず、ブリキ、トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、切削くず、溶接かす、アルミ建材等                |
| ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず       | ・最大径概ね30cm以下に破碎、切断したもの（廃石膏ボードは紙類が付着していないもの）                                   | ガラスくず、耐火レンガくず、セメント製品くず、磁器くず、陶器くず、シリカ、タイル、大理石、瓦、断熱材、保漏材、廃石膏ボード等 |
| 鉱さい                                  | ・最大径概ね30cm以下のもの   | 鋳物廃砂、スラグ（高炉、転炉、電気炉から生じるもの）、ノロ、ボタ、サンドプラスト廃砂、不良鉱石等               |
| がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片等） | ・最大径概ね30cm以下に破碎、切断したもの<br>・木くず等他の廃棄物が混在しないもの                                  | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片等                 |
| ばいじん                                 | ・湿式集塵施設で捕集したものは、含水率 85%以下に脱水したもの<br>・その他の集塵施設で捕集したものは、大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの | ばい煙発生施設や焼却施設などに付属した集塵施設で捕集されたダスト等                              |
| 政令第 13 号廃棄物                          | ・産業廃棄物の前処理の方法により安定化が確認されたもの   | コンクリート固化物、コンクリート固型化物   |

○ 一般廃棄物 一般廃棄物の個別基準については上表と同じ

### ○ 土砂 土砂の種類及び個別基準一覧

(平成 31 年 4 月 1 日時点)

| 種類   | 個別基準   |
|------|--|
| 一般土砂 | ・最大径概ね30cm以下のもの<br>・事前に土壌汚染のおそれがないことを確認したもの        |
| 管理土  | ・最大径概ね30cm以下のもの<br>・土砂の判定基準を超過するが、廃棄物等の受入基準を満足するもの |

## ■ 受入基準

(平成 31 年 4 月 1 日時点)

| 項目              | 廃棄物等の受入基準        |                  |                   |
|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
|                 | 溶出基準値            | 土砂の判定基準<br>溶出基準値 | 含有量基準値            |
| アルキル水銀化合物       | 検出されないこと         | 検出されないこと         | —                 |
| 水銀又はその化合物 ※1    | 0.005 mg/L 以下    | 0.0005 mg/L 以下   | 15 mg/kg 以下       |
| カドミウム又はその化合物    | 0.03 mg/L 以下     | 0.01 mg/L 以下     | 150 mg/kg 以下      |
| 鉛又はその化合物 ※2     | 0.1 mg/L 以下      | 0.01 mg/L 以下     | 150 mg/kg 以下      |
| 有機燐化合物          | 1 mg/L 以下        | 検出されないこと         | —                 |
| 六価クロム化合物        | 0.5 mg/L 以下      | 0.05 mg/L 以下     | 250 mg/kg 以下      |
| 砒素又はその化合物       | 0.1 mg/L 以下      | 0.01 mg/L 以下     | 150 mg/kg 以下      |
| シアン化合物          | 1 mg/L 以下        | 検出されないこと         | 50 mg/kg 以下       |
| PCB             | 0.003 mg/L 以下    | 検出されないこと         | —                 |
| トリクロロエチレン       | 0.1 mg/L 以下      | 0.03 mg/L 以下     | —                 |
| テトラクロロエチレン      | 0.1 mg/L 以下      | 0.01 mg/L 以下     | —                 |
| ジクロロメタン         | 0.2 mg/L 以下      | 0.02 mg/L 以下     | —                 |
| 四塩化炭素           | 0.02 mg/L 以下     | 0.002 mg/L 以下    | —                 |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.04 mg/L 以下     | 0.004 mg/L 以下    | —                 |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 1 mg/L 以下        | 0.1 mg/L 以下      | —                 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4 mg/L 以下      | 0.04 mg/L 以下 ※6  | —                 |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 3 mg/L 以下        | 1 mg/L 以下        | —                 |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.06 mg/L 以下     | 0.006 mg/L 以下    | —                 |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.02 mg/L 以下     | 0.002 mg/L 以下    | —                 |
| チウラム            | 0.06 mg/L 以下     | 0.006 mg/L 以下    | —                 |
| シマジン            | 0.03 mg/L 以下     | 0.003 mg/L 以下    | —                 |
| チオベンカルブ         | 0.2 mg/L 以下      | 0.02 mg/L 以下     | —                 |
| ベンゼン            | 0.1 mg/L 以下      | 0.01 mg/L 以下     | —                 |
| セレン又はその化合物      | 0.1 mg/L 以下      | 0.01 mg/L 以下     | 150 mg/kg 以下      |
| 1,4-ジオキサン       | 0.5 mg/L 以下      | 0.05 mg/L 以下     | —                 |
| ふっ素及びその化合物 ※3   | 15 mg/L 以下       | 0.8 mg/L 以下      | 4,000 mg/kg 以下    |
| ほう素及びその化合物      | 30 mg/L 以下       | 1 mg/L 以下        | 4,000 mg/kg 以下    |
| クロロエチレン         | —                | 0.002 mg/L 以下    | —                 |
| ダイオキシン類         | 3 ng-TEQ/g 以下 ※5 | —                | 1,000 pg-TEQ/g 以下 |
| 含水率             | 85 % 以下 ※5       | —                | —                 |
| 熱灼減量 ※4         | 10 % 以下 ※5       | —                | —                 |

※1 水銀含有ばいじん等の受入基準は、上記溶出基準値に加え、水銀の含有量が1,000mg/kg未満のものとする。

※2 鉛又はその化合物に係る受入基準については、当分の間、0.3mg/L以下とする。

※3 ふっ素及びその化合物に係る受入基準については、当分の間、適用しない。

※4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に定める産業廃棄物焼却施設（焼却能力は考慮しない）以外で焼却された燃え殻及び汚泥は、15%以下とする。

※5 ダイオキシン類、含水率及び熱灼減量については、含有量基準値とする。

※6 土砂の判定基準において、1,2-ジクロロエチレンは、シス体及びトランス体の総和とする。